

## 診療報酬算定について

当院では国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記について算定（会計時に請求）いたします。実際の支払額は自己負担割合や他の算定内容により異なります。

### 医療情報取得加算

マイナ保険証の利用によるオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得活用して診療を行います。

1) 従来の健康保険証を利用、またはマイナ保険証利用も診療情報（過去の処方歴など）

取得の同意なし

初診時：3点（月一回算定） 再診時：2点（3ヶ月に一回算定）

2) マイナ保険証利用で診療情報取得の同意あり、または他院からの紹介状持参あり

初診時：1点（月一回算定） 再診時：1点（3ヶ月に一回算定）

### 医療 DX 推進体制整備加算

オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。また電子カルテ情報共有サービスおよび電子処方箋の導入を検討しています。

初診時：11点（月一回算定）

### ベースアップ評価料

医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。

初診時：6点（1日一回算定） 再診時：2点（1日一回算定）

(2024/10/1 現在)